

農林水産省国立研究開発法人審議会水産部会
第29回書面審議概要

水産庁増殖推進部研究指導課

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第35条の7第1項に基づき、農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構について、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うにあたり、第35条の7第2項に基づき、農林水産大臣から農林水産省国立研究開発法人審議会水産部会に意見を求められた。そこで当該事項を議題に持ち回り（書面審議）による同審議会水産部会を開催した。

1. 日 時：令和7年8月4日～8日

2. 審議委員：

大越和加委員、濱崎活幸委員、松本冬樹臨時委員、宮川幸奈臨時委員、横田絵理臨時委員、久賀みず保専門委員、水澤寛太専門委員、高須賀明典専門委員 以上8名

3. 審議議案：

国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて

4. 書面審議概要：

令和7年8月4日～8日の期間、2名の委員、3名の臨時委員、3名の専門委員全てから回答が得られた。

全ての回答が「見直しについて異存なし」、「意見の取り扱いを部会長へ一任可」としていたことから、具体の意見については事務局が別紙に取りまとめ、修文可能な意見を反映した見直し案と併せて部会長に提示したうえで、水産部会の総意という了解を得た。

これをもって、「国立研究開発法人水産研究・教育機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」は水産部会として正式に「農林水産大臣から意見を求められた件について異存はない」と議決された。

委員からのコメント	水産庁からのコメント
水産業は、自然の恩恵を受け、自然とともにある産業であるため、水産研究・教育機構は、今日的な地球規模の課題「Nature Positive、One Earth」などの「自然と共生する社会」という考えに基づいて調査研究を行い、政策へつなぐ役割を担っていると認識している。近年の環境変化や海洋生態系の変化は著しく、かつ、その変化はますます加速されており、今までは異なるフェーズに入ったと考えられ、その認識の基に今後、業務・組織全般を見直し、改善、改革していく必要があると考える。今までと同じ土台の延長線上で見直しをするだけではなく、異なるフェーズに突入したことを踏まえた見直しが求められていることを追記、強調するものである。【大越部会長】	本見直し案については、頂戴したご意見のとおり「今までと同じ土台の延長線上で見直し」では足りないという認識のもと、これまでと同じやり方では漁業が成り立たない危機的な状況にあること、また、環境変化に適応するための大胆な変革が必要ということを踏まえて見直しを行うこととしております。
・第1- (3) さけ・ますの資源の確保 「関係施設の整理・統合を検討する」とありますが、何故整理・統合する必要があるのか、簡単な理由が明示されているとわかりやすいかと思いました。【濱崎委員】	保有施設については、原則として、第6の業務改善の観点から「保有資産の必要性を不断に見直し」としてありますが、特にさけ・ます関係につきましては、12の事業所が道内各地に点在している状況にあり、第1（3）の「極度の不漁等により種卵の確保が困難」及び「環境変化に適応したさけ・ます資源の確保に取り組む」への対応において、人や施設の整理・統合の検討が当然が必要となるとの考えから本項目においても記載したところです。
・第2- (1) 「栽培漁業や養殖漁業の可能性を広げるための種苗生産に資する新たな技術開発」とあります。「栽培漁業」については、水産機構は業務の対象としていなかったように記憶しています。ここで「栽培漁業」が明示されると、そのための新たな技術開発に取り組む、その成果は「栽培漁業」の枠組みで評価されることになりそうですが、可能なのでしょうか。【濱崎委員】	水産研究・教育機構において、さけます資源を除き、栽培漁業の多くは都道府県の業務となっていますが、全てが機構の業務の対象外ではなく（水産機構法においても第12条に業務の範囲において「栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。」と規定されています。）、ここでは栽培漁業や養殖漁業といった漁業種類にこだわらず可能性を広げる観点で、種苗生産に資する新たな技術開発や付加価値向上に向けた育種改良を進める趣旨となっております。そのため、「栽培漁業」のみの枠組みではなく、現在、水産技術研究所が主体となって進めている養殖分野も一体として評価されることとなります。
・第1 (1) 海洋環境を的確に捉える資源調査の推進 「あわせて国内外の調査研究機関との連携を強化する。」→ この連携の記述は「また、資源の分布や・・・強化する。」の後に配置することで、(1) の内容全体にかかった方がよいのではないかと感じた。【高須賀専門委員】	ご意見のとおり修正いたします。
・第1 (2) 資源調査・資源評価実施体制の整備 実際の内容には、体制整備の記述は無く、その先の推進、高度化、取り組みとなっているので、「実施体制の整備」という標題は合致していない気がする。標題を「資源調査・資源評価の実施体制整備と高度化」とし、最初に体制整備に触れる等、整合性を取った方がわかりやすい。【高須賀専門委員】	本項目は、第1 (1)の実効性を担保するための体制づくりで足りないものを記載しており、「AI、IoT等を活用した資源調査の効率化及び資源評価の高度化を行う。また、漁業操業状況、生物に関する情報及び海洋環境に関するビッグデータの迅速な収集・活用を可能とする取組を推進する」は体制の整備として整理しておりますところ、指摘を踏まえて検討した結果、そのままでの記載とさせていただきます。考えます。
・第5 (2) 研究者等の確保・育成 「水産学の分野で、基礎研究及び応用開発のバランスに優れ、関連学会等をけん引し、世界で卓越した研究成果を創出できる研究者の確保・育成を図る。」これらの条件をすべて満たす個人研究者を育成するように読めてしまうが、実際には（現実的には）、組織全体として条件を満たすという意味だと推察する。「水産学の分野で、基礎研究及び応用開発のバランスに優れ、関連学会等をけん引し、世界で卓越した研究成果を創出できる組織を担う研究者の確保・育成を図る。」ということではないか。【高須賀専門委員】	ご意見のとおり修正いたします。
・第5 (3) 国内外の研究連携の促進 「大学・学術団体」→「大学、学術団体」(?) 「水産以外」→「水産分野以外」(?) 「地域漁業管理機関」→「地域漁業管理機関の会合」(?) 「国民に分かりやすく関連情報を発信する。」→「国民に分かりやすく正確な情報を速やかに発信する。」(?) (本当に重要なことは正しい情報を発信することだと思う。) 【高須賀専門委員】	「大学・学術団体」：引用もとの「水産研究・技術開発戦略」の記載ぶりに合わせてそのままとさせていただきます。 上記以外のご指摘については、ご意見のとおり修正いたします。
・第6 (3) ③「情報セキュリティ技術に関する積極的な情報収集を行い」→「情報セキュリティ技術に関する積極的な情報収集と更新を行い」(?) 【高須賀専門委員】	「より実践的なセキュリティモデルの導入を推進」にシステムの更新も含むものと整理しておりますので、そのままとさせていただきます。考えます。